

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	3	担当課	農業経済課
法令名	農業協同組合法	根拠条項	95 の 2	不利益処分の種類	組合の解散命令	
<p>・ 農業協同組合法第 95 条の 2 次の場合には、行政庁は、当該組合又は農事組合法人の解散を命ずることができる。 (1) 組合又は農事組合法人が法律の規定に基づいて行うことができる事業以外の事業を行ったとき。 (2) 組合又は農事組合法人が、正当な理由がないのに、その成立の日から 1 年を経過してもなおその事業を開始せず、又は 1 年以上事業を停止したとき。 (3) 組合又は農事組合法人が法令に違反した場合において、行政庁が前条第 1 項の命令をしたにもかかわらず、これに従わないとき</p> <p>・ 農業協同組合法第 95 条の 3 行政庁は、組合又は農事組合法人の代表権を有する者が欠けているとき、又はその所在が不明なときは、前条の規定による命令の通知に代えてその要旨を官報に掲載することができる。 2 前項の場合においては、当該命令は、官報に掲載した日から 20 日を経過した日にその効力を生ずる。</p>						